

最低基準における居室面積(1人当たり)の改正経緯

	S23	S36	H10
乳児院	1. 65m ²		
児童養護施設	2. 47m ²		3. 3m ²
情緒障害児短期治療施設		2. 47m ²	3. 3m ²
児童自立支援施設	2. 47m ²		3. 3m ²
母子生活支援施設	2. 47m ²		3. 3m ²

(参考)

- ・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3m²/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。
- ・なお、現在の居室面積は、養護老人ホームにおいては10. 65m²/人以上、障害者支援施設においては9. 9m²/人以上となっている。